

千歳市告示第 34 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月18日

千歳市長 山口 幸太郎



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画ごみ焼却場

- 2 都市計画を定める土地の区域
名称 道央廃棄物処理組合焼却施設
位置 千歳市根志越2533番地の1、2534番地の1、2532番地の11
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（千歳市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）に2号道央廃棄物処理組合焼却施設を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	千歳市廃棄物焼却処理施設	千歳市美々758 番地の54、758 番地の52の一部	約 1.8ha	処理能力 97.5t/24h×2 炉
2	道央廃棄物処理組合焼却施設	千歳市根志越 2533 番地の1、2534 番地の1、2532 番地の11	約 4.3ha	処理能力 79t/24h×2 炉

（理 由）

道央廃棄物処理組合が策定した「ごみ処理広域化基本計画」に基づき、ごみの広域処理を行うため、今回、ごみ焼却場を新規に追加決定する。